

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当  
たるときは、そ  
の翌日)

### ◇ 告 示

#### 目 次

生活保護法による医療機関の指定  
生活保護法による指定医療機関の名称の変更  
保険医療機関の指定

結核予防法による医療機関の指定

結核予防法による指定医療機関の辞退

肥料の登録

肥料の登録の有効期間の更新

土地改良事業計画の適否の決定

保安林の指定の解除予定(二件)

都市計画の決定に係る案の縦覧

県営住宅の家賃等の徴収事務の委託

### ◇ 選 管 告 示

鳥取県知事選挙に係る選挙人名簿の登録について被登録資格の決定の基準となる日等

鳥取県議会議員補欠選挙に係る選挙人名簿の登録について被登録資格の決定の基準となる日等

鳥取海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数

## 告 示

### 鳥取県告示第一号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により告示する。

昭和五十七年一月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
池田 医院	日野郡日南町笠木一〇三六	昭和五十六年十二月二十二日
中尾 医院	気高郡鹿野町大字今市 一〇四〇―一	昭和五十六年十二月十五日

### 鳥取県告示第二号

生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から名称を変更した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年一月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名	所 在 地	変 更 年 月 日
変更前	中尾医院鹿野出張所	昭和五十六年十二月十五日
変更後	気高郡鹿野町大字鹿野一三〇一―一二	

鳥取県告示第三号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和五十七年一月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
倉元内科医院	境港市外江町一七三三一	昭和五十六年十二月六日
越智内科医院	米子市加茂町一九	昭和五十六年十二月十日
南家 医院	境港市渡町一六二	昭和五十六年十二月八日
八百谷歯科医院	八頭郡用瀬町用瀬三六八	〃

船木歯科医院 東伯郡東伯町大字徳万字西垣七三四―一 昭和五十六年十二月十三日

米子 薬局 米子市茶町六五 昭和五十六年十二月一日

米田 薬局 東伯郡大栄町大字由良宿 一―一五六 〃

セントラル歯科 米子市上福原字北浜の二二二 昭和五十六年十二月八日

鳥取県告示第四号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和五十七年一月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指 定 年 月 日	医 療 機 関 名	所 在 地
昭和五十六年十二月二十六日	中尾 医 院	気高郡鹿野町大字今市一〇四〇―一

鳥取県告示第五号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の辞退があつたので、結核予防法施行規

則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和五十七年一月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

辞 退 年 月 日	指 定 医 療 機 関 の 名 称	所 在 地
昭和五十六年十二月十五日	中 尾 医 院	気高郡鹿野町鹿野一三〇一 一二

鳥取県告示第六号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条の規定に基づき、次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和五十七年一月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

登録番号	肥料の名称	保証成分量（パーセント）	生産業者の住所及び名称
鳥取県 第四七九号	オオシノツ乾燥 菌体肥料	窒素全量 五・五 りん酸全量 三・五	米子市大篠津町三一 九七番地 大篠津食品工業株 式会社
鳥取県 第四八〇号	八・〇 魚かす 粉末	窒素全量 八・〇 りん酸全量 四・〇	境港市昭和町七番地 株式会社 上野

鳥取県告示第七号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定に基づき、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和五十七年一月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

登録番号	肥料の名称	保証成分量（パーセント）	生産業者の住所及び名称
鳥取県 第一九〇号	六・〇 魚荒か す粉末	窒素全量 六・〇 りん酸全量 六・〇	鳥取市湯所町二丁目 一四三番地 倉谷 久
鳥取県 第四二五号	六・〇 肉骨粉	窒素全量 六・〇 りん酸全量 八・〇	境港市渡町二一九番 地 北陽油脂有限会社
鳥取県 第四三九号	くみあい尿素入 り里芋複合肥料	窒素全量 八・〇 うち アンモニア性窒素 五・〇 りん酸全量 二〇・〇 うち 溶性りん酸 二〇・〇 うち 水溶性りん酸 一三・〇 加里全量 八・〇 うち 水溶性加里 八・〇	東伯郡東伯町徳万五 五八番地の一 東伯町農業協同組 合

鳥取県 第四四六号	加工肥料 五・〇 魚廃物	鳥取県 第四四〇号	尿素被覆肥料入 り砂丘らつきよ う複合肥料	く溶性苦土	一・〇	境港市栄町三一番地 株式会社小林商店
窒素全量	五・〇	く溶性りん酸	八・〇	窒素全量	一〇・〇	
りん酸全量	四・〇	水溶性りん酸	六・〇	アンモニア性窒素	七・〇	岩美郡福部村大字細 川六〇六番地 福部村農業協同組 合
水溶性加里	一〇・〇	加里全量	一〇・〇	りん酸全量	八・〇	

鳥取県告示第八号

昭和五十六年十一月二十七日付けで大山町から申請のあつた土地改良（門野地区ため池等整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年一月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十七年一月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

大山町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十八号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十七年一月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

倉吉市八屋字若林四二一の八

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

送電施設用地とするため

鳥取県告示第十号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す  
る。

昭和五十七年一月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡西伯町大字東上字奥山一八八五の一八から一八八五の二〇まで

（以上三筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び西伯町  
役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定に基づき、  
鹿野都市計画を決定しようとするので、同法第十七条第一項の規定により、  
次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に

意見書を提出することができる。

昭和五十七年一月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 都市計画の種類及び名称

鹿野都市計画公園 第三・三・一号鹿野温泉公園

二 都市計画を決定する土地の区域

鹿野町大字今市字少林北門前、字馬ノ池及び字讓傳寺

三 都市計画の案の縦覧場所

気高郡鹿野町鹿野一七八二番地

鹿野町役場

四 縦覧期間

昭和五十七年一月八日から同月二十二日まで

鳥取県告示第十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の  
規定に基づき、土師百井団地に係る県営住宅の家賃等の徴収事務を郡家町  
に委託したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十七年一月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第一号

昭和五十七年三月十四日執行予定の鳥取県知事選挙に係る選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第十四条第二項の規定により告示する。

昭和五十七年一月八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫

一 被登録資格の決定の基準となる日

昭和五十七年二月十六日。ただし、年齢については、同年三月十四日を基準日とする。

二 登録を行う日

昭和五十七年二月十六日

三 縦覧に供する期間

昭和五十七年二月十七日から同月二十一日まで

鳥取県選挙管理委員会告示第二号

昭和五十七年三月十四日執行予定の鳥取県議会議員補欠選挙に係る選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日

及び縦覧に供する期間を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第十四条第二項の規定により告示する。

昭和五十七年一月八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫

一 被登録資格の決定の基準となる日

昭和五十七年三月一日。ただし、年齢については、同年三月十四日を基準日とする。

二 登録を行う日

昭和五十七年三月一日

三 縦覧に供する期間

昭和五十七年三月二日から同月六日まで

鳥取県選挙管理委員会告示第三号

昭和五十六年十二月五日現在における鳥取海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、次のとおりであるので、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十九条第二項の規定により告示する。

昭和五十七年一月八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫

鳥取海区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 二、六九八

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月二百円（送料を含む。）】